

# 子どもの未来が育つまち むなかた

## 「子ども・子育て支援事業計画」ができました

■問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214



計画を作った  
目的は？

市では、平成27～31年度までを計画期間とする「市子ども・子育て支援事業計画」を策定。これは、国が進める「子ども・子育て支援新制度」に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる「子どもにやさしいまちづくり」を実現するものです。また、「子育て世代に選ばれる都市イメージ」を確立させ、市の活力を維持することで、市子ども・子育て環境をさらに充実させることを目指します。

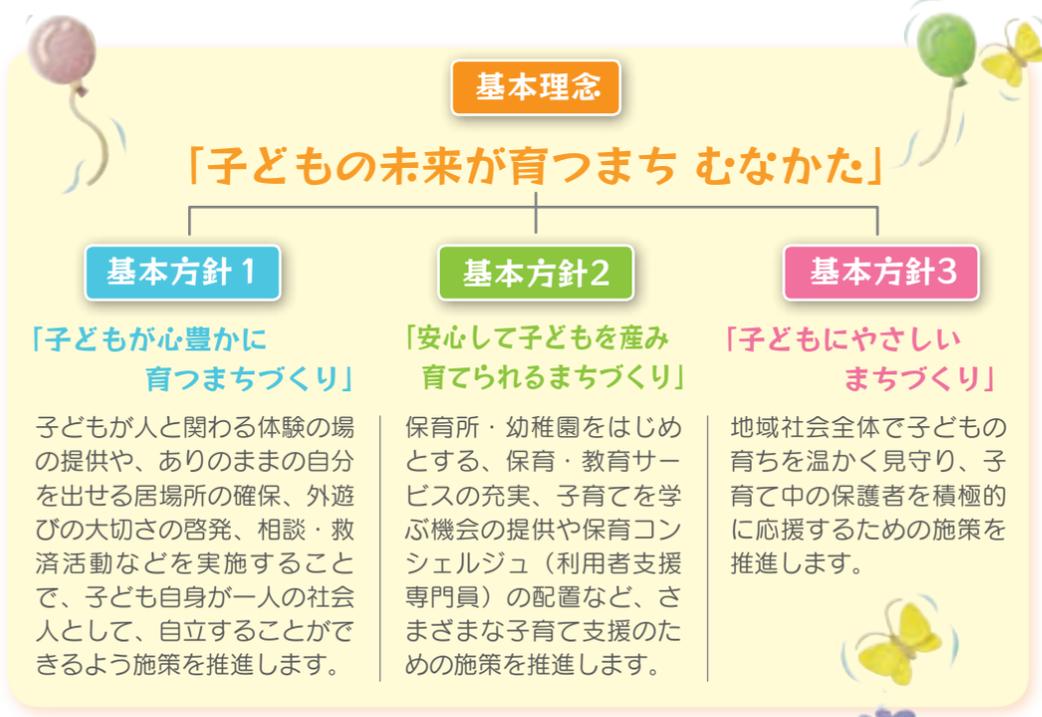
この計画では、「市子ども基本条例」がうたう「子どもの最善の利益の保障」を念頭に、「市民協働」と「都市ブランド」の視点を持って、市が今後、特に注力したい施策を重点施策として選定。この重点施策に、子どもと子育てをする保護者に対して実施している事業全体をけん引させることで、魅力的な子ども・子育て支援施策を展開していくことを目的としています。

計画の  
内容は？

計画の基本的な考え方は、基本理念と3つの基本方針の中に示しています。

基本理念は、計画が目指す将来像で「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、「子どもの未来が育つまち むなかた」としました。

基本方針は、基本理念を具体化するための事業を展開する指針となるものです。



計画の  
対象者は  
どんな人？

市に居住する、すべての子ども(18歳未満)と保護者、家庭など、すべての市民、法人、その他の団体が、この計画の対象者です。

計画の  
位置づけは？

- 次の法律・条例に基づいて作られた計画です。
- 1 「子ども・子育て支援法」**  
安心して子育てできる社会の実現に向け、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の拡充や質の向上を進めるための法律です。
  - 2 「次世代育成支援対策推進法」**  
社会全体が、次世代育成支援に積極的に取り組むための行動計画の策定を定めた法律です。
  - 3 「市子ども基本条例」**  
将来にわたって、子どもの権利と健やかな成長が保障されるよう、平成24年4月に施行された市の条例です。



計画原案は「次世代育成支援対策審議会委員」が十分に審議を重ねて作りました

\* 計画の詳細(各施策、事業の内容、パブリック・コメント結果)は、子ども育成課に常備している計画書か、市 ☎ <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「市政情報」 → 「各種計画」 → 「子ども・子育て支援事業計画」で確認可

**KUMON**  
公文エルアイエル  
～教室開設者募集～

ペン習字 かきかた 筆ペン 毛筆

**公文書写教室の先生になりませんか**

自宅または貸し会場で、週1回・4時間以上教室を開ける60歳迄の女性で文字を指導すること、文字を学ぶことに  
関心のある方のご参加をお待ちしています。●資格や免許、ご指導経験は不問です。主婦の方も歓迎します。

■説明会 10:00～12:00(2時間)  
**博多 5/21(休)** 公文エルアイエル 福岡事務局 10F 『講習会室』  
※JR博多駅前 日本生命博多駅前ビル

併せて生徒募集を行って頂きます **無料体験学習実施 5/31(日)迄**

**0120-410-297** 受付は平日 土日祝除く  
☎福岡事務局 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1  
日本生命博多駅前ビル10F 担当/福永

指導者を目指すための養成制度もございます。  
◎教室開設時に認可料として3.8万円(税込)が必要です。

当社ホームページは ☎ 公文書写 | 検索